

建築士会会員の皆様へ（けんぱい事故事例のご紹介）

耐震偽装事件以降、国民の建築業界への不信が高まる中、建築士会会員の皆様におかれましては、建築物の安全性を確保するために重要な役割を担う建築士として、日々適正な業務遂行のために注力されていると思います。ただし、一方において設計上の品質管理や留意事項をどんなに徹底しても、不測の事故が発生してしまう可能性を完全に排除することができないのも現状です。このような事態に備え、本会では、建築士会の会員である建築士の皆様のニーズに応えるべく、1998年4月より「建築士賠償責任補償制度」を運営しています。

この制度の発足以来、6,500を超える建築士事務所にご加入いただいており、様々な事故に対して合計で17億円ほど保険金をお支払いしています。

2025年度は、建築物省エネ法の改正による省エネ基準適合義務化や建築基準法の改正による4号特例の縮小が実施されました。法改正に伴い、省エネ法の省エネ基準を適合しなければならない建築物や、建築基準法の構造基準を満たさなければならない建築物の設計関連図書作成業務が増えた結果、建築士の皆様の設計業務における負担が増えていますので、本保険制度についても法改正の内容に対応したものになっております。またこの法改正の内容を踏まえ、事務所の規模に応じてプランを選択できるよう、法令基準未達補償のプランを増設しています。

また、設計業務のみならず工事監理業務の実施に起因して発生する損害を補償する「工事監理業務補償」もオプションとして用意しています。

さらに、皆様が設計・工事監理業務に携わった建築物に関して発注者との間で争訟となった場合の応訴に係る弁護士費用等を補償する、設計・工事監理業務における設計成果物に関する応訴費用補償（弁護士費用補償）もオプションとして用意しております。

以下に、過去に発生して保険金をお支払いした事故事例をご紹介させていただきます。ご確認いただければお判りかと思われますが、その多くは建築物の設計・工事監理を行うに際して数多くの確認・チェックを行わなければいけない事項のほんの一部の確認漏れ等から事故発生に至っています。まだけんぱい未加入の方はこちらをご確認頂いて是非加入についてご検討をお願いいたします（こちらの事故事例については過去に発生した具体的な事例である事から、建築士会の会員以外にはお伝えしないよう、取扱にはご注意願います）。

2026年1月 (公社) 日本建築士会連合会

取扱注意

【事例 1】シンダーコンクリートのひび割れ事故

戸建住宅/木造/平屋建ての事例〔設計ミス〕

無機質かつスタイリッシュな空間を演出することを目的として床に打設したシンダーコンクリートにひび割れが発生したもの。打設長さが 14.0m 前後である X 方向のシンダーコンクリートには最大 11.2 mm、打設長さが 16.0m 前後である Y 方向のシンダーコンクリートには最大 12.8 mm の体積変化に伴う乾燥収縮が発生する可能性があったにもかかわらず、これを吸収するために必要なひび割れ誘発目地を設置していなかったことが原因である。専門業者に依頼して床の化粧補修工事を実施し、その補修費用について保険金が支払われた。

【事例 2】住宅外壁の漏水・木部腐朽事故

戸建住宅/木造/地上 2 階建ての事例〔建材の選択ミス〕

外壁仕上面で非通気タイプのモルタル直塗り工法を採用した湿式工法の外壁防水層には非透湿のアスファルトフェルトを使用すべきであったにもかかわらず、誤って透湿・防水シートを使用したことが原因で漏水が発生し、外壁下地材である構造用合板が広範囲にわたって腐朽してしまったもの。透漏・防水シートから所定のアスファルトフェルトに変更して内外装を再施工し、保険金が支払われた。

【事例 3】異種用途区画を見落とした法令基準未達事故

公衆浴場・ホテル/鉄骨造/地上 4 階建ての事例〔設計判断の誤りによる法令未達〕

建物管理者が同一であり、かつ利用者が一体施設として使用する公衆浴場とカプセルホテルにおいては、建築基準法施行令第 112 条第 12 項に定められた異種用途区画までは要求されないと設計者が判断した結果、建築確認時には指摘されなかつたが完了検査時に指摘されたことが原因で特定防火設備(煙感知器連動随時閉鎖式防火扉等)の追加設置を求められたもの。法令未達事故であるため法律上の損害賠償金等に対して 80% の保険金が支払われた。

【事例 4】マンションバルコニー立ち上がり壁のひび割れ事故

共同住宅/RC 造/地上 4 階建ての事例 [設計ミス]

軀体幅が 140mm 程度のバルコニーの立ち上がり部分天端に直径 90mm のコア抜きを行い、支柱を挿入したことが原因で、手すりの揺れや振動によって、足元のバルコニー立ち上がり部分にひび割れが発生してしまったもの。既存の手すりに補強用の控え柱を設置した上で軀体のひび割れ発生部を U カットシール充填工法にて補修し、専門工事業者の過失相当額を控除して保険金が支払われた。

【事例 5】厨房間仕切り壁の破損事故

病院/RC 造/地上 4 階建ての事例 [資材の選択ミス及び設計ミス]

勾配のない、かつ隣室と段差のないフラットな床に長尺塩ビシート貼りを採用した(ドライ仕様であることを前提とした床仕様)厨房で、出入口の手前やシンクの下にウェット仕様であることを想起させる排水溝(グレーチング)を設置してしまったことが原因で厨房スタッフが床に水を散水して掃除したり、シンクから流れ出た水や鍋からこぼれたゆで汁を放置し、床排水の一部が引込み戸の戸袋部分などから乾式間仕切壁の内部に浸入し、壁装材や軽量鉄骨下地材を破損させてしまったもの。

グレーチングを撤去し、病院や厨房運営会社の過失相当額を控除して保険金が支払われた。

【事例 6】区画となる間仕切り壁の法令基準未達事故

ホテル/ RC 造/地上 5 建ての事例 [設計ミスによる法令未達事故]

建築基準法第 35 条の 3 の採光無窓居室を区画する間仕切壁が上階のスラブ下まで達していない(確認申請図の通り施工されていない)として、是正工事の実施を求められたもの。該当する間仕切壁と取合う天井を撤去し、軽量鉄骨下地材と石膏ボードを上階スラブ下まで延長した。指定確認検査機関や行政によって建築基準法の解釈が異なるので確認が必要な事例であるが、法令未達事故であるため法律上の損害賠償金等に対して 80 %の保険金が支払われた。

【事例 7】トイレの給排水設備の機能不発揮事故

工場/鉄骨造/地上 2 階建ての事例 [設計ミス]

設計担当者の経験不足により、施設の最大利用人員から導き出した器具数を確保することが優先され、使い勝手や動線計画にまで配慮が及ばなかったことが原因で、小便器・手洗器の設置間隔や大便器のブース幅が狭すぎて使用に耐えないという設備機能不発揮事故が発生したもの。抜本的に配管等を見直し再施工に要した工事費につき、保険金が支払われた。

【事例 8】外壁塗材の剥離事故

事務所/SRC 造/地上 8 階建ての事例 [建材の選択ミス]

前面道路に面したファサードのリニューアル工事に使用した石調吹付塗材が引渡しから二年足らずで剥離・落下したもの。外壁塗装改修工事の成否は、使用する塗材が既存仕上面に定着するかがポイントのため、あらゆる手段を講じてその確度を高めておく必要がある。今回使用した石調吹付塗材は国内での施工実績が少ない輸入品であり、試験施工やサンプル作製が必須であった（メーカーもその必要性を認めていた）にもかかわらず、結果的にこれを実施することなく、単に接着力を強化した特殊プライマーを使用すれば問題ないだろうと安易に判断したことが原因となった。このため、補修工事として外壁に足場を架けて剥離した旧塗膜層を撤去し、既存陶板タイル面の下地処理（目荒らし）を行った上で仕上材を国内メーカーの施工実績が多い石調塗材に変えて再吹付けを行なった。その補修費用について保険金が支払われた。